

総合政策科学研究科 博士課程（前期課程）社会人特別選抜入学試験要項

1. 募集する課程・専攻・コースおよび募集人数

課程	専攻	コース	募集人数
博士課程（前期課程）	総合政策科学専攻	政策研究コース ソーシャル・イノベーションコース	秋・春実施の全入試で全コースあわせて70名

- ※ 標準修業年限は2年です。
- ※ 出願にあたっては、入学志願票の志望所属欄に志望するコースを必ず記入してください。
- ※ 総合政策科学研究科では、2010年4月入学者より長期履修学生制度を適用しています。長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限である2年間では大学院の教育課程の履修が困難な場合に限り、最長6年間で計画的に教育課程を履修し、修了する制度です。申請方法等の詳細はP. 96 を参照してください。
- ※ **外国人留学生の方は別冊の「2024年度大学院外国人留学生入学試験要項」を確認してください。**
外国人留学生入学試験以外で合格された場合「在留資格認定証明書」の代理申請は行いません。

2. 出願資格

- (1) 以下のいずれかの要件を満たす者で、入学時に、当該要件を満たした後、3年以上を経過するもの。
- ① 大学を卒業した者。
 - ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧 大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者。
 - ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
 - ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者。
 - ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (2) 文部科学大臣の指定した者で、入学時に当該機関を卒業または修了した後、3年以上を経過するもの。
- (3) 本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めめた25歳以上の者で、入学時に当該学力を有するに至った後、3年以上を経過するもの。

(注意事項)

- ※ 日本語が母国語でない者（在留資格が「永住者」の者を除く）は、日本語能力試験（N1）に合格していること、もしくは日本の大学を日本語による課程で卒業したこと（または2024年3月卒業見込みであること）。
- ※ 上記（1）③、④、⑤、⑥による出願希望者は確認作業を伴う場合があります。2023年7月6日（木）までに総合政策科学研究科事務室へメールにてお問い合わせください（ji-sosei@mail.doshisha.ac.jp）。
- ※ 上記（2）による出願を希望する者は出願資格の認定が必要です。2023年7月6日（木）までに総合政策科学研究科事務室へメールにてお問い合わせください（ji-sosei@mail.doshisha.ac.jp）。
- ※ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者で、上記（3）による出願を希望する者は、「大学を卒業した者と同等以上の学力」の有無および当該学力を有するに至ってからの期間について、事前に出願資格審査を受けなければなりません。出願希望者は審査のため事前に総合政策科学

研究科事務室にメール連絡の上 (ji-sosei@mail.doshisha.ac.jp) 次の書類等を2023年6月30日（金）～2023年7月6日（木）（必着）の期間に総合政策科学研究科事務室へ提出してください。提出は必ず簡易書留速達郵便とし、「出願資格審査書類在中」と明記してください。

<提出必要書類>

- 最終学歴の卒業（修了）証明書またはそれに代わる学籍の証明書
- 最終学歴の成績証明書
- 履歴書 市販の履歴書用紙でよいが以下の項目については必ず記載のこと
 - ・連絡先（電話番号、メールアドレス）メモ書きでよい
 - ・中学卒業以降の学歴、すべての職業、資格・免許、賞罰
 - ・記載した内容・資格・免許に関する証明書をあわせて提出すること
 - ・写真貼付のこと
- 志望理由書 A4版用紙、2,000字程度
 - ・志望理由および研究計画について記述すること
- 業績および業績書等 大学卒業と同等以上の学力を有すると自身が考える根拠となる業績（著作物または社会的活動の実績を示す具体的な資料）に加えて、業績書にはこれまでの研究業績またはそれに準ずる業務実績や職務内容の詳細について記載したものを持提出すること
 - ・業績現物を提出する場合は主要なもの3点以内、各々に400字程度の要約を添付すること

資格審査の結果は2023年7月21日（金）頃に現住所宛に郵送します。

※ 入学試験に合格した者で、2024年3月末日までに出願資格の要件を満たさなかったものは入学を許可しません。

3. 試験会場

同志社大学今出川校地（京都市上京区）で実施し、教室および集合時刻は受験票送付時に指示します。

4. 出願受付

出願は郵送に限ります（窓口では一切受け付けません）。

受付期間 2023年8月14日（月）～8月21日（月）（締切日消印有効）

郵送宛先 〒602-8580 総合政策科学研究科事務室

- (1) 必ず簡易書留速達郵便とし、本学所定の「宛名ラベル」を使用してください（宛名ラベルは、本学ホームページから出願用所定用紙とともにダウンロードいただけます）。普通郵便のものは責任を負いません。
- (2) 受験票が2023年9月10日（日）までに未着の場合は、総合政策科学研究科事務室まで問い合わせてください。

5. 試験日時・科目

試験日	10:00	～	11:10	12:00	～
[社会人特別選抜] 9月17日（日）		小論文			口頭試問

6. 出願書類

日本語能力を証明する書類 (日本語が母国語でない者のみ)	日本語が母国語でない者（在留資格が「永住者」の者を除く）は、「日本語能力試験(N1) ^(注) 」の「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」の原本（オリジナル）または日本の大学（日本語による課程に限る）の卒業（見込）証明書を提出してください。 (注) 日本語能力試験の合否結果通知書（ハガキ）では出願を受け付けることができませんので、「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」の原本（オリジナル）の発行が出願期間間に間に合うように受験してください。
写真 1 枚	出願前3か月以内に撮影した正面半身脱帽、背景無地のカラー写真（タテ3cm×ヨコ2.4cm：自動車運転免許証用と同サイズ）を写真票②の貼付欄に貼付してください。（裏面に必ず氏名と生年月日を記入してください。） なお、入学が許可された場合には、学生証用写真や教務情報等に利用します。
宛名シール2枚(4片) (本学所定用紙)	志願票記載の本人現住所を記入してください。

- ※ 上記の書類をとりそろえ、総合政策科学研究科事務室へ郵送してください。後日、受験票を郵送いたします。
- ※ いたん受け付けた書類は一切返還しません。
- ※ 出願受付後は志望研究科、専攻およびコースの変更はできません。
- ※ 卒業後に改姓した方については、別途改姓の事実が確認できる書類もあわせて提出してください。

7. 合格者発表

2023年9月29日（金）合否通知を本人現住所宛に速達で郵送します。

合格者発表に関する電話等の問い合わせには一切応じません。

欠席者には通知致しません。

8. 長期履修学生制度

総合政策科学研究科での履修において、職業を有している等の事情により標準修業年限（博士前期課程2年）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望される方は、所定の申請書および提出書類を、2023年7月6日（木）（必着）までに、総合政策科学研究科事務室へ提出してください。申請書類は総合政策科学研究科事務室よりお渡しいたしますので、ご希望の方はご連絡ください。審査結果は2023年7月21日（金）頃に現住所宛に郵送します。

(1) 対象者および提出書類

	対象者	提出書類
①	職業を有しており、標準修業年限で修了することが困難な方	長期履修学生制度申請書 履歴書・雇用証明書
②	恒常に家事、育児または介護に従事しており、標準修業年限で修了することが困難な方	長期履修学生制度申請書 家族全員の住民票
③	疾病を有しており、標準修業年限で修了することが困難な方	長期履修学生制度申請書 医師の診断書
④	身体に障がいを有しており、標準修業年限で修了することが困難な方	長期履修学生制度申請書 障害者手帳の写し
⑤	その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると総合政策科学研究科長が認めた方	長期履修学生制度申請書 研究科長が指定する書類

(2) 長期履修期間 3年、4年、5年、6年

(3) 長期履修学生の学費

- ① 授業料 標準修業年限までの合計額を長期履修許可年限で除した額
- ② 教育充実費 標準修業年限の間は、所定の額
標準修業年限を超えた学期以降は、半額

詳細はP. 268 を参照してください。

「入学検定料および納入方法」、「障がい等のある受験生の受験に際しての要望について」、
「入学手続」は P. 265 を参照してください。